

令和7年第4回（12月）定例会

議案説明

令和7年12月2日

議案番号	件 名	ページ
報告第 6 号	公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の令和 6 年度における業務の実績に関する評価結果の報告について	1
議案第 8 8 号	令和 7 年度山陽小野田市一般会計補正予算（第 7 回）について	2
議案第 8 9 号	令和 7 年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 回）について	3
議案第 9 0 号	令和 7 年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）について	3
議案第 9 1 号	令和 7 年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第 2 回）について	3
議案第 9 2 号	令和 7 年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）について	4
議案第 9 3 号	令和 7 年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第 2 回）について	4
議案第 9 4 号	令和 7 年度山陽小野田市工業用水道事業会計補正予算（第 2 回）について	4
議案第 9 5 号	令和 7 年度山陽小野田市下水道事業会計補正予算（第 2 回）について	4
議案第 9 6 号	山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第 9 7 号	山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第 9 8 号	山陽小野田市職員等の旅費に関する条例の制定について	5
議案第 9 9 号	山陽小野田市地域包括支援センターの人員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第 1 0 0 号	山陽小野田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	6
議案第 1 0 1 号	山陽小野田市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について	6
議案第 1 0 2 号	公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学が徴収する料金の上限の変更の認可について	6
議案第 1 0 3 号	市民体育館整備事業（建築主体工事）請負契約の締結について	7
議案第 1 0 4 号	市民体育館整備事業（機械設備工事）請負契約の締結について	7
議案第 1 0 5 号	江汐公園の指定管理者の指定について	7

本日は、令和7年度山陽小野田市一般会計補正予算その他諸議案を御審議いただきくためお集まりいただきました。

それでは、ただ今上程されました報告第6号公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の令和6年度における業務の実績に関する評価結果の報告について御説明いたします。

これは、市の附属機関である山陽小野田市公立大学法人評価委員会から、令和7年10月21日付けで公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の令和6年度における業務の実績に関する評価結果について報告を受けたため、地方独立行政法人法第78条の2第6項の規定により、議会に報告するものであります。

評価結果としましては、事業単位の項目別評価について、101項目のうち、年度計画の目標を上回った若しくは十分な実施と認められ「a」評価となった項目が88項目、年度計画の目標をおおむね実施と認められ「b」評価となった項目が13項目となり、年度計画の目標を下回る又は実施が不十分である「c」評価及び年度計画の目標を大幅に下回る「d」評価はございませんでした。このような項目別評価の状況から、大項目別評価においては、6項目のうち中期計画の進捗は順調とのA評価が5つ、おおむね順調とのB評価が1つとなっており、全体評価として、中期計画の進捗は順調との評価を受けております。

以上、御報告申し上げます。

それでは、ただいま上程されました諸議案について順次御説明申し上げます。

議案第88号から議案第95号までは、令和6年度の補正予算であります。

議案第88号は、一般会計補正予算であります。

今回の補正は、人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の調整、歳計剩余金処分による基金の積立、国県支出金の精算に伴う償還金等取り急ぎ措置すべき案件に加え、決算を見通しての補正であり、歳入歳出それぞれ11億7,333万7,000円を追加し、予算総額を374億9,771万5,000円とするものです。

補正の主な内容といたしまして、まず歳入については、市税2億9,000万円、分担金及び負担金25万円、国庫支出金2億3,803万円、県支出金9,387万4,000円、財産収入826万7,000円、寄附金73万4,000円、繰入金7,470万2,000円、繰越金4億4,587万2,000円、諸収入1,710万8,000円、市債450万円をそれぞれ増額しております。

次に歳出については、議会費では、人件費及び議員期末手当の調整として283万7,000円を減額し、総務費では、歳計剩余金処分による基金の積立、人件費の調整等として4億115万9,000円を増額し、民生費では、国県支出金の精算に伴う償還金、自立支援給付事業、保育所等施設型給付事業、人件費の調整等により6億3,646万4,000円を増額しております。

次に衛生費では、人件費の調整等として2,364万3,000円を増額し、労働費では、人件費の調整として39万9,000円を減額し、農林水産業費では、地域農業資源リノベーション事業、人件費の調整等により685万9,000円を増額しております。

次に商工費では、人件費の調整等として111万7,000円を増額し、土木費では小規模土木事業助成金、人件費の調整等により1,467万9,000円を増額しております。

次に消防費では、人件費の調整として7,000円を増額し、教育費では、人件費の調整等として9,264万5,000円を増額しております。

なお、債務負担行為補正として、現代ガラス展開催事業、江汐公園指定管理者委託料、授業支援ソフト更新事業を追加しております。

最後に、地方債補正として借入限度額の変更をしております。

議案第89号は、駐車場事業特別会計補正予算であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ23万4,000円を追加し、予算総額を7,998万3,000円とするものです。

補正の内容としまして、令和6年度決算が確定したことから、歳入については、前年度繰越金23万4,000円を増額し、歳出については、予備費23万4,000円を増額しております。

議案第90号は、国民健康保険特別会計補正予算であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億6,743万円を追加し、予算総額を70億6,254万1,000円とするものです。

補正の内容としまして、まず歳入については、財産収入65万7,000円、繰入金380万4,000円、令和6年度決算が確定したことから、繰越金1億6,296万9,000円をそれぞれ増額しております。

次に、歳出については、人件費の調整として、総務費380万4,000円、基金積立金1億6,362万6,000円をそれぞれ増額しております。

議案第91号は、介護保険特別会計補正予算であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億4,676万7,000円を追加し、予算総額を70億5,090万8,000円とするものです。

補正の内容としまして、まず歳入については、人件費の調整に伴う地域支援事業の調整及び令和6年度における給付費等の精算に伴い、国庫支出金4,333万3,000円、県支出金108万円、繰越金1億287万7,000円をそれぞれ増額し、支払基金交付金16万8,000円、繰入金35万5,000円をそれぞれ減額しております。

次に、歳出については、総務費1,205万円を増額し、地域支援事業費210万6,000円を減額し、令和6年度における給付費等の精算に伴い基金積立金1億2,701万円、国及び県への償還金として諸支出金981万3,000円をそれぞれ増額しております。

議案第92号は、後期高齢者医療特別会計補正予算であります。

今回の補正は、人件費の調整等として歳入歳出それぞれ 1,001 万 5,000 円を減額し、予算総額を13億 7,534 万 7,000 円とするものです。

補正の内容としまして、まず歳入については、繰入金 1,155 万円を減額し、令和 6 年度決算が確定したことから、繰越金 153 万 5,000 円を増額しております。

次に、歳出については、人件費の調整として、総務費41万 6,000 円を増額し、後期高齢者医療広域連合納付金 1,043 万 1,000 円を減額しております。

議案第93号は、小型自動車競走事業特別会計補正予算であります。

今回の補正は、主にミッドナイトレースの発売収入見込みの増加及び人件費の調整に伴う補正であり、歳入歳出それぞれ25億 1,505 万円を追加し、予算総額を 293 億 250 万 8,000 円とするものです。

補正の内容としまして、歳入については、勝車投票券発売収入25億 1,505 万円を増額しております。

次に、歳出については、施設改善基金積立金、勝車投票券払戻金、インターネット投票業務委託料等として25億 1,505 万円を増額しております。

議案第94号は、工業用水道事業会計補正予算であります。

今回の補正は、夏期における高温対策として高天原浄水場に導入予定の空調設備について、納品までに時間を要するため本年度に契約を行う必要があることから、債務負担行為を設定するものです。

議案第95号は、下水道事業会計補正予算であります。

今回の補正は、人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の調整によるものです。

まず、収益的収支の収入では、138 万 6,000 円を増額し、収入総額を20億 1,526 万 1,000 円としております。支出においては、138 万 6,000 円を増額し、支出総額を19億 6,595 万 3,000 円としております。

次に、資本的収支の収入では、108 万 4,000 円を減額し、収入総額を14億 9,451 万 4,000 円としております。支出においては、108 万 4,000 円を減額し、

支出総額を23億 376 万 9,000 円としております。

議案第96号は、山陽小野田市職員給与条例の一部改正であります。

これは、令和 7 年度の人事院勧告を受けて、本市についても国に準じた職員給与の改定を実施するため、所要の改正を行うものです。

改正の内容は、民間給与の水準が公務員を上回ったことからその較差を解消するため、俸給月額の引き上げを行うとともに、賞与については支給率を0.05月分引き上げ、年間の支給月数を4.6月から4.65月とするもので、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとしています。

議案第97号は、山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正であります。

これは、令和 7 年度の人事院勧告を受けた職員給与の改定と同様に、市長等及び病院事業管理者の給与について所要の改正を行うものです。改正の内容は、期末手当について、現行の年間 4.6 から 0.05 月分引き上げ、年間 4.65 月の支給とするもので、令和 7 年 12 月分から適用することとしています。

議案第98号は、山陽小野田市職員等の旅費に関する条例の制定であります。

これは、国家公務員等の旅費に関する法律が改正されたことに伴い、市職員の旅費の支給について実費を弁償することを基本とし、宿泊料や日当等について所要の改正を行うものであります。

議案第99号は、山陽小野田市地域包括支援センターの人員等に関する条例の一部改正であります。

これは、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行等に伴い、地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化等の所要の改正を行うものであります。

議案第 100 号は、山陽小野田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定であります。

特定乳児等通園支援事業については、子ども・子育て支援法の一部改正により、市町村による確認事業として位置付けられ、その運営に関する基準については、条例で基準を定めなければならないこととされました。

この度、内閣府令の特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準が制定され、内閣府令で定める基準を勘案したところ本市の実情に内閣府令と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、内閣府令で定める基準と同様の基準を定めるものであります。

議案第 101 号は、山陽小野田市火入れに関する条例の一部改正であります。

これは、宇部・山陽小野田消防組合火災予防条例が改正され、林野火災予防の実効性を高めるための林野火災注意報や林野火災警報の発令に関する規定が新設されることとなり、本市条例においても火入れの中止について規制を設ける必要があることから所要の改正を行うものであります。

議案第 102 号は、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学が徴収する料金の上限の変更の認可についてであります。

これは、地方独立行政法人法第23条第 1 項の規定により、地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収しようとするときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするととも、同様とするとされており、また、同条第 2 項の規定により、設立団体の長は、これを認可しようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならないとされております。

このようなことから、令和 7 年 10 月 27 日付で、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学から施設利用料について、料金の上限の一部変更についての認可申請があり、内容を審査した結果、認可は適当であると判断しましたので、地方独立行政法人法の規定に基づき、議案として提出するものであります。

なお、徴収する料金の範囲は、大学の業務に関するものが対象となりますので、「入学検定料」、「入学金」、「授業料」、「証明書等交付手数料」「施

設利用料」等となっております。

議案第 103 号及び議案第 104 号は、昭和62年竣工の山陽小野田市民体育館について、利用環境の向上並びに避難所としての環境整備及び機能向上を図るための整備事業を実施するに当たり、建築主体及び機械設備に係る工事を行うため請負契約を締結するものであります。

議案第 103 号市民体育館整備事業（建築主体工事）請負契約の締結については、去る 9 月 24 日に指名競争入札に係る開札を行いましたところ、2 億 4,024 万円をもって市民体育館整備事業（建築主体工事）嶋田工業・アステクノ特定建設工事共同企業体が落札し、議案第 104 号市民体育館整備事業（機械設備工事）請負契約の締結については、去る 10 月 16 日に指名競争入札に係る開札を行いましたところ、4 億 4,880 万円をもって太陽産業・エム・ビー・オーシステム特定建設工事共同企業体が落札しましたので、当該各工事について落札業者と請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 105 号は、江汐公園の指定管理者の指定についてであります。

これは、公の施設である江汐公園について、令和 8 年 3 月 31 日をもって現指定管理者の指定期間が満了となるため、次の指定管理者を市ホームページにおいて公募し、応募のあった団体について、指定管理者選定委員会において選定基準に沿って審査した結果を踏まえ、株式会社晃栄を指定管理者に指定するものであります。

なお、指定期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までとしております。

以上、御審議のほど、よろしくお願ひいたします。